

サポートアンバサダー制度利用規約

2019年3月1日制定

2019年4月1日改定

第1条(目的)

本規約は、株式会社オプテージ(以下、「当社」といいます。)と、サポートアンバサダーによるサポートを希望する者(以下、「サポート希望者」といいます。)との間で、サポートアンバサダー制度の利用に関する基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(用語の定義)

本規約において、以下の各号の用語は次の意味を有するものとします。なお本条に定めのない用語については、当社が別に定めるmineo通信サービス契約約款ならびにマイネ王利用規約に定める定義に従うものとします。なお、本規約において参照されている他の約款、規約等は、更新がなされている場合、その最新の内容によるものとします。

(1) サポートアンバサダー

mineo 通信サービスの契約者であって、当社の審査基準により、mineo 通信サービスに関するサポートを行う者として当社が認定した者

(2) サポートアンバサダー制度

サポートアンバサダーがサポート希望者に対して、サポートアンバサダー専用ビデオチャット(以下、「ビデオチャット」といいます。)を通じて mineo 通信サービスに関するサポートを行う制度

(3) マイネ王

当社が運営する、mineo 通信サービス等に関する同名の情報コミュニティサイト

(4) 本サービスサイト

当社が別途提供する mineo アンバサダーサイト

第3条(本規約の変更)

当社は、当社が必要と判断した場合、サポート希望者への事前の通知および承諾の取得を行うことなく、本サービスサイト上に変更後の内容を掲載することにより、本規約の変更・追加・削除等を行うことができるものとし、如何なる変更・追加・削除等も当該変更後の内容が掲載されると同時に適用が開始されるものとします。尚、規約の変更前に実施されたサポート希望者の行為についても、変更後の定め適用は妨げられないものとします。

第4条(利用条件)

サポート希望者がサポートアンバサダーからのサポートを受けるためには、マイネ王利用規約に

同意の上、マイネ王への会員登録が必要となります。なお、マイネ王利用規約の定めにより本規約の定めが抵触する場合、本規約の定めを優先するものとします。また、サポートを受けるにあたり、ユーザーが投稿した内容やビデオチャットでの通話内容等の一切は、マイネ王利用規約第 2 条に定めのあるユーザー開示情報に該当するものとします。

第 5 条(利用方法)

サポート希望者は、別途当社が定める方法に従い予約を行ったうえで、ビデオチャットを通じてサポートを受けるものとします。また、サポート希望者は、サポートを受けた後に別途当社が定める方法により、自身にサポートを行ったサポートアンバサダーの評価を行うものとします。

第 6 条(禁止事項)

1. サポート希望者は、サポートを受けるに際して、下記の事項に該当する若しくはそのおそれがあると当社が認める行為を行ってはなりません。
 - (1) マイネ王利用規約第 11 条(禁止事項)に該当すると当社が認める行為(なお、マイネ王利用規約における「本サービス」には、サポートアンバサダー制度が含まれるものとします。)
 - (2) 自身の個人情報を開示し、またはサポートアンバサダーその他第三者の個人情報を開示するよう求める行為
 - (3) サポートアンバサダーその他第三者との間で金銭等を授受し、または mineo 通信サービス以外のサービスを勧誘する行為
 - (4) 必要以上の複数のサポートの予約を行い、またはサポートの予約を行ったにもかかわらず、サポートを受けない行為
 - (5) サポートの途中で切断を行う行為、サポートを受けたにもかかわらずサポートアンバサダーへの正当な評価を行わない行為
 - (6) mineo 通信サービスに関するサポートを受けること以外の目的でサポートアンバサダー制度を利用する行為
 - (7) その他当社によるサポートアンバサダー制度の正常な運営を妨害するおそれのある行為
 - (8) サポートアンバサダー制度の趣旨にそぐわないと当社が認める行為
 - (9) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐、自殺、虐待、わいせつ等)する行為、サポートアンバサダー制度の運営を妨害する行為、当社、mineo アンバサダー、mineo 通信サービスのユーザー等の信用を毀損し、もしくは当社、mineo アンバサダー、mineo 通信サービスのユーザーの財産を侵害する行為、または第三者もしくは当社、mineo アンバサダー、mineo 通信サービスのユーザーに不利益を与える行為、ならびにこれらの行為を送信、または表示する行為。

2. サポート希望者が前項に違反したと当社が認める場合、サポート希望者にマイネ王利用規約第 11 条の違反があったものとみなすものとします。

第 7 条(債務の不存在)

1. 当社およびサポートアンバサダーは、サポート希望者に対し、常にサポートアンバサダー制度を利用できるようにする義務を負うものではありません。
2. サポートアンバサダーは、不適切であると判断した場合、サポートのキャンセル・中止等を行うことができるものとします。

第 8 条(非保証)

当社は、サポートアンバサダーが行うサポートにつき、サポート希望者が希望する時間に必ずサポートを受けることができること、ならびにサポートの正確性、完全性、特定の目的への適合性等を一切保証いたしません。また、サポート希望者は、サポートアンバサダーは一般のユーザーであり、高度な専門知識を有する者ではないこと、予定していたサポートを急遽行えなくなる可能性があること、サポート内容に不備や誤りがある可能性があることを認識し、サポートを受けるものとします。

第 9 条(免責)

1. 当社およびサポートアンバサダーは、サポートアンバサダー制度により発生したサポート希望者または第三者の損害(第三者との間で生じた紛争等に起因する損害を含みます)およびサポートアンバサダー制度を利用できなかったことにより発生したサポート希望者または第三者の損害に対し、当該損害が当社またはサポートアンバサダーの故意または重過失による場合を除き、いかなる責任も負いません。
2. 前項の定めにより当社またはサポートアンバサダーが責任を負う場合、その範囲は、サポート希望者に直接かつ現実に生じた通常の損害に限られるものとします。
3. 当社は、ユーザーとサポートアンバサダー間で問題が生じた場合には、必要に応じてユーザーとサポートアンバサダーとの協議に加わることができるものとします。
4. 問題解決に向け、当社が必要に応じて、サポート希望者とサポートアンバサダー間のビデオチャットやサポートナビ、電子メッセージ等の履歴を閲覧することを、サポート希望者は包括的に承諾します。

第 10 条(合意管轄)

サポートアンバサダー制度の利用に関し、訴訟を提起する必要がある場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として取り扱うものとします。